

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Accusatives in the Mitsukaido dialect : the syntax of animate and inanimate accusatives

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 冠, SASAKI, Kan メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00002001

水海道方言の対格

— 有生対格と無生対格の統語論 —

佐々木 冠
(日本学術振興会)

キーワード

分裂対格体系, 名詞句階層, 所有傾斜, 二重対格構文, 所有者繰り上げ

要 旨

茨城県南西部で話されている水海道方言には対格形式が2つある。有生対格(=NP-godo)と無生対格(=NP- ϕ)である。この方言では、標準語では非文法的な構文である二重対格構文が可能である。この方言で二重対格構文が可能なのは、2つの対格形式があるためと考えられる。この方言の二重対格構文には「通す」を述語とするものと所有者繰り上げ構文の2種類がある。このうち、所有者繰り上げ構文は他の構文に比べて統語的制約がきつい。この構文の統語的制約としては、語順の制約がきついことのほか、繰り上げもとの名詞句が関係節の主要部や対応する受動文の主語にならない点があげられる。これらの統語的制約は、義務的二次述語を含む構文や主語—目的語繰り上げ構文にも見られるものであり、二重の依存関係を含む構文に共通の制約と見ることができる。

1. はじめに：分裂対格体系

茨城県南西部（水海道市を中心とする地域）で話されている水海道方言は、有生格と無生格の対立が属格・与格・対格において見られる点が、文法的な特徴の一つとなっている¹。標準語においては、名詞句の格表示はもっぱらその名詞句の統語論的性質（文法関係もしくは句構造上の位置）と意味役割によって決定されるが、この方言のように名詞句の語彙的な意味が格表示のあり方を決定する要因となっている言語体系（言語・方言）は通言語的には決して珍しくない。名詞の語彙的な意味が格表示を左右する例としては、分裂能格型言語がよく知られている。また、日本の方言でも喜界島の方言が主語の格表示が名詞の語彙的な意味に左右されることが報告されている（松本1990）。

水海道方言の文法格（主格・対格）は、以下の図（Word-and-Paradigm 方式の分析に基づくもの）が示すように、分裂対格体系になっている²。

(1)

	有生	無生
主格	- ϕ	- ϕ
対格	-godo	- ϕ

本稿では、有生対格 -godo が、形式的に類似する標準語の「のこと」とどのように異なるのか

明らかにするとともに、標準語では見られない二重対格構文の記述を通して、対格が2つあるという形態論の特徴が統語論に及ぼす影響を明らかにしたい³。

(本稿で例文に用いる表記は、半ば音声表記的で半ば形態音韻論的である。‘j’は硬口蓋接近音を表し、‘Cj’は硬口蓋化音を表す。‘u’は非円唇後舌狭母音である。‘N’は撥音を表し、‘Q’は促音を表す。‘ng’は軟口蓋鼻子音を表す。)

2. 有生対格としての -godo

この節では、有生対格マーカーとしての -godo の基本的性質を明らかにしたい。

本稿では -godo を先行研究(宮島1956)と同様に有生名詞句に付属する対格マーカーとして扱う。その第1の根拠は、統語論上の分布である。(2a)の例文にあるように、-godo は他動詞文のいわゆる直接目的語をマークする。一方、他動詞文や自動詞文(受動文を含む)の主語をマークすることはない。

- (2) a. jaguza ke:kaN-godo korosj-ta. ‘やくざが警官を殺した。’(他動詞文)
- b. mango (*-godo) garasu waQ-ta. ‘孫がガラスを割った。’(他動詞文)
- c. mango (*-godo) hadarai-de-ru. ‘孫が働いている。’(自動詞文)
- d. ke:kaN (*-godo) jaguza-ni koros-are-da. ‘警官がやくざに殺された。’(受動文)

直接項の格表示には、能格型と対格型がある。この方言の直接項の格表示は他動詞文の主語と自動詞文の主語が同じで、直接目的語がこれらと対立する形式になっているため、対格型である。対格型の格体系で直接目的語のマーカーとして機能しているので、-godo は対格マーカーと見なしうる。

主語の位置には現れず目的語の位置に現れる点では、標準語のいわゆる〈IDENTITY〉の「のこと」(付属する名詞が指示する存在物を抽象化して捉え直す機能を持つ「のこと」の用法。命題を表す「のこと」と対立する。笹栗1996参照)も同様の分布を示す。

- (3) a. 太郎は花子のコトを愛している。(笹栗1996:37, 例文2)
- b. *花子のコトが太郎に愛されている。(笹栗1996:37, 例文4)
- c. 花子は太郎に愛されている。

しかし、水海道方言の -godo は、標準語の「のこと」に対応する形式ではない。この方言で標準語の「のこと」に対応する形式は -no -godo であり、-godo とは意味的制約が異なる。

次の例文が示すように、-godo は、付属する名詞が名詞句階層(Silverstein 1976)の有生性の極から離れると許容度が下がる。

- (4) a. kodomo-godo mi-da. ‘子供を見た。’
- b. nego-godo mi-da. ‘猫を見た。’
- c. onimusji-godo mi-da. ‘カブト虫を見た。’
- d. *saboteN-no hana-godo mi-da. ‘サボテンの花を見た。’
- e. *fuzjisaN-godo mi-da. ‘富士山を見た。’

水海道方言の有生対格 -godo は、動物名詞までしか付属することができない。生物学的には生物

に分類される植物は、(4d) が示すように、有生対格が付属することができない。

一方、標準語の「のこと」に対応する -no -godo には、このような付属する名詞句の有生性に関する制約はない。

- (5) a. *taNzjo:bi-godo omoidas-u. ‘誕生日を思い出す.’
b. taNzjo:bi-no-godo omoidas-u. ‘誕生日のことを思い出す.’
- (6) a. ozjisaN-godo omoidas-u. ‘お爺さんを思い出す.’
b. ozjisaN-no-godo omoidas-u. ‘お爺さんのことを思い出す.’

共起する述語または文全体の意味に関する制約も「のこと」と -godo では異なる。金 (1994) は、標準語の「のこと」は、動詞の意味概念に依存し、「対象の命題内容」をマークしたり「対象」を「対象の命題内容」に変化させる機能をもつ形態素であるとしている。また、笹栗(1996)は、文全体が話し手の心的態度を表している表現の場合に「のこと」が用いられることを指摘している。いずれにせよ、こうした意味規定から離れた文脈、すなわち、目的語が対象の命題内容ではなく対象そのものを表す文脈や動詞がモダリティー要素を伴わない文脈では、「のこと」を用いることはできない。

- (7) a. *あの人がこの子のことをひいた。(金1994:8, 例文32)
b. *刑事は野本さんのことを逮捕した。(金1994:8, 例文34)
c. *お前のコトを、養う。(笹栗1996:42, 例文22a)
cf. お前のコトを、養ってやろう。(笹栗1996:42, 例文22c)

水海道方言の -godo の場合、それが「対象の命題内容」として解釈されない場合でも、出現することができる⁴。

- (8) a. ano toraQku gagi-godo hi:ta. ‘あのトラックが子供をひいた.’
b. ano kuruma kodomo-godo hane-da. ‘あの車が子供をはねた.’
c. ke:zji-wa nomodosaN-godo taihosj-ta. ‘刑事は野本さんを逮捕した.’
d. kiNgjo-godo sodade-ru. ‘金魚を育てる.’
e. otetsudaisaN-godo jadoQ-ta. ‘お手伝いさんを雇った.’
f. sengare-godo daingagu-sa jaQ-ta. ‘息子を大学にやった.’

この方言の -godo が、標準語の「のこと」とは意味的制約が異なることを見てきた。このような意味的な相違があること、そして標準語の「のこと」に対応する独立の表現 no-godo が存在することから、この方言の -godo は、標準語の「のこと」に対応する形態素とは見なさない。

以上、統語論上の分布や意味的制約（特に有生性の制約）から、宮島(1956)以来の有生対格（いきもの名詞に付属する目的格）としての -godo の位置づけは支持できるものと考えられる。-godo は起源的には、標準語の「(の) こと」と同様の形式名詞にさかのぼる可能性があるが、現在ではすでに対格表示のマーカ―として文法化されているものと捉えて差し支えないだろう⁵。

この方言の有生対格 -godo は、他のいくつかの言語の有標な対格形態素と同様に、随意的な存在であり、有生対格でマークされるべき名詞句がゼロマーキングで出現することがある。ただし、有生対格 -godo が省略可能なのは、有生の目的語が述語に隣接する場合に限られる。例えば、(9)

の2つの例文は命題の意味が同じである。

(9) a. ora ome -godo buQ-ta. ‘俺はお前をぶった。’ (SOV)

b. ora ome buQ-ta. ‘俺はお前をぶった。’ (SOV) (ome=被動作者)

一方、スクランプリングによって目的語が主語より前に来た場合、有生対格 -godo は省略することができない。この場合の有生対格を省略すると文の命題の意味が変わる。

(10) a. ora-ϕ ome-godo buQ-ta. 俺はお前をぶった。(SOV)

b. ome-godo ora-ϕ buQ-ta. お前を俺はぶった。(OSV)

(11) a. ora-ϕ ome-ϕ buQ-ta. 俺はお前をぶった。(SOV)

b. ome-ϕ ora-ϕ buQ-ta. お前は俺をぶった。(SOV)

(*お前は俺はぶった。)(OSV)

なお、元々ゼロマーキングの無生目的語の場合、主語と目的語の間に有生性の差異がある場合はスクランプリングが可能だが、ない場合は不可能である。

以上から、有生性の差異、語順、明示的な形態論上のマーカー（有生対格）のいずれかによって、この方言では、目的語が確定されていることがわかる。

Comrie (1979) によれば、通言語的に、形式的に有標な有生あるいは定目的語の機能は、主語として解釈されがちな有生、定、トピック性といった素性を持つ名詞句を目的語として区別する役割であるという。(10) の例文では、-godo が存在することによって、主語として解釈されがちな性質（名詞句階層上の高い位置づけ）をもった名詞句が目的語としての解釈を保証されていることがわかる。こうした意味解釈上の制約は、-godo が他の言語の有生対格と共通する機能を持っていることを示唆する。格助詞脱落現象もまた、有生対格としての -godo の位置づけを支持する。

3. 二重対格構文(1)：非繰り上げ型

この節と次節では、水海道方言における二重対格構文の記述を行う。二重対格は標準語では非文法的とされる構文であり、その非文法性は「ヲ格重複制約」(double-o constraint) という形で説明されるのが普通である。この方言の二重対格構文には、通路と対象を対格の項としてとる動詞（例：「門を通す」「馬を通す」）を述語とする構文と所有者繰り上げ構文の2種類がある。この節では前者の構文を扱う。

標準語には、対象 (theme) と通路 (path) を対格の項としてとる動詞がある。

(12) a. あの馬を 通す。

対象

b. 門を 通す。

通路

c. *あの馬を 門を 通す。

対象 通路

(12c) に示したように、標準語では、こうした動詞は1つの節の中で対象と通路の両方を出現させることが出来ない⁶。この非文法性を説明するためにヲ格重複制約 (double-o constraint, Harada

1973; Shibatani 1973) が提唱されている。

これまで見てきたように、水海道方言では有生の対格と無生の対格が形式上異なる。この方言においては「通す」の対象と通路の両方の項を1つの節の中に出現させることが可能である。

(13) a. ora Nma-godo to:sj-ta. ‘馬を通した。’

対象

b. ora moN to:sj-ta. ‘門を通した。’

通路

c. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta. ‘俺はあの馬をこの門を通した。’

動作主 対象

通路

(13c) の2つの対格が1つの節に現れる構文が可能なのは、この方言には2つの対格形式があるため、格形式の重複を起こさない形で二重対格構造が可能であることによると思われる。

有生対格と無生対格の対立という形態論的特徴が、この方言で二重対格構文を可能にしていることは、格助詞の脱落現象からも明らかである。この方言の有生対格 -godo が随意的形態素であることはすでに見たとおりである。他動詞文においては有生対格は一定の条件下で省略可能であったが、「通す」を述語とする二重対格構文では、有生対格を省略するとすわりの悪い文になる。

(14) a. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta.

‘俺はあの馬をこの門を通した。’ (省略なし)

b. ?ora ano Nma kono moN to:sj-ta.

‘俺はあの馬をこの門を通した。’ (有生対格省略)

(14b) がすわりが悪いのは、この方言でも同じ格形式の対格の連続 (NP- ϕ NP- ϕ) を排除する制約が働いているためと考えられる。

なお、(13c) の文は、以下の例が示すように「動作主」「対象」「通路」の名詞句の語順が自由である。

(15) a. ora ano Nma-godo kono moN to:sj-ta. ‘俺はあの馬をこの門を通した。’

b. ora kono moN ano Nma-godo to:sj-ta. ‘俺はこの門をあの馬を通した。’

c. ano Nma-godo ora kono moN to:sj-ta. ‘あの馬を俺はこの門を通した。’

d. kono moN ora ano Nma-godo to:sj-ta. ‘この門を俺はあの馬を通した。’

e. ano Nma-godo kono moN ora to:sj-ta. ‘あの馬をこの門を俺は通した。’

f. kono moN ano Nma-godo ora to:sj-ta. ‘この門をあの馬を俺は通した。’

水海道方言では、他の日本語の方言と同様、語順に関しては、主要部が補部の右側に来ることを除けば、基本的に自由である。上の例文で示した語順の自由さは、この一般的な統語論上の特性を反映したものと考えられる。

4. 二重対格構文(2) : 所有者繰り上げ型

この節では、2種類あるこの方言の二重対格構文のうち所有者繰り上げ構文の記述を行う。なお、本稿では、「所有者繰り上げ構文」「主語一目的語繰り上げ構文」という用語を用いるが、こ

れは二重対格構文の分類のために便宜的に用いるものであり、「繰り上げ」という派生的操作の存在を前提にしているわけではない。以下の議論も、水海道方言における二重対格構文の成立条件の記述を中心としている。二重対格構文の背景に何らかの派生的な操作があるか否かという問題は別の機会に検討することにした⁷。

4.1. 所有者繰り上げ構文

標準語では「通す」と同様に、対格名詞句に2つの意味役割が対応する動詞として「殴る」などがある。「殴る」などの場合、動詞が対格名詞句として選択するのは被動作者 (patient) と被動作者の身体部分 (目標部位⁸) である。この動詞も、標準語では2つの項を別の名詞句として1つの節の中で実現させることが出来ない。

(16) a. 子供を 殴る。

被動作者

b. 子供の頬を 殴る。

対象

c. *子供を 頬を 殴る。

被動作者 目標部位

一方、水海道方言では「通す」の場合と同様、こうした構文の場合も、2つの項を1つの節の中で出現させることが可能である。

(17) a. ano seNse: [kodomogodo] buQ-ta.

動作主 被動作者

‘あの先生が子供をぶった。’

b. ano seNse: [kodomonga hoQpeda] buQ-ta.

動作主 対象

‘あの先生が子供のほっぺたをぶった。’

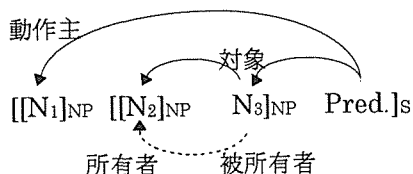
c. ano seNse: [kodomogodo] [hoQpeda] buQ-ta.

動作主 被動作者 目標部位

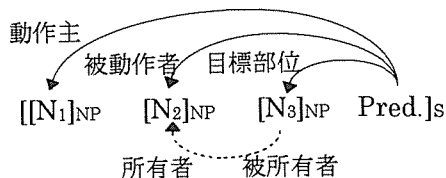
‘あの先生が子供をほっぺたをぶった。’

(17b) と (17c) は図式化するとそれぞれ (18a) と (18b) のようになっており、所有者が主節の名詞句になっている例文は通言語的に所有者繰り上げ (possessor ascension/raising) 構文と呼ばれているものと見なすことが出来る。図中の矢印は依存関係を示し、矢の指している方が依存部である。構成素の上側の矢印は統語的依存関係を、下側の矢印は意味的依存関係を示す。意味的依存関係に関しては、所有者と被所有者の間のもののみを表し、他の部分については省略した。

(18) a. (=17b)



b. (=17c)



(18a) では、所有者と被所有者の間に統語的依存関係と意味的依存関係が両方とも成立している。一方、(18b) の所有者繰り上げ構文における所有者と被所有者の間には、意味的依存関係⁹はあるが、統語的依存関係はない。

「通す」を述語とする二重対格構文で有生対格の省略を行うと許容度が下がることは既に見たとおりである。所有者繰り上げ型二重対格構文もこの点は同様で、有生対格を省略し、同じゼロマーキングの対格名詞句が2つ出る構造は非文法的と判断される。

(19) a. ano seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta.

‘あの先生が子供をほったをぶった。’ (省略なし)

b. *ano seNse: kodomo hoQpeda buQ-ta.

‘あの先生が子供をほったをぶった。’ (有生対格省略)

「通す」を述語とする構文と所有者繰り上げ構文では許容度に差があるが、いずれの二重対格構文でも、有生対格の省略が好まれない。この方言でも「...NP-φ NP-φ...」という同じ格形式の対格名詞句が1つの節に2つ出る構造は排除される傾向にある。水海道方言にはヲ格重複制約はない。しかし、上述の傾向は、ヲ格重複制約と並行的な同じ格形式の対格の重複を排除する制約がこの方言でも働いているためと考えられる。この方言では、対格の格形式が2つあるため、同じ格形式の名詞句を2つ出すことなく二重対格構造を作ることが可能である。二重対格構文が可能か否かという標準語と水海道方言の差異は、対格を表す格形式が2つあるか否かという形態論的差異に起因するものと見ることができる。

所有者繰り上げ構文は、対格をとる2項述語全てで成り立つわけではない。まず、所有者繰り上げ構文は、所有者名詞句が被動作者として解釈可能な述語（例「ぶつ」）でのみ成立し、所有者名詞句が起点として解釈される述語（例「とる」）では成立しない¹⁰。

(20) a. [are-nga mono] tor-u. ‘彼のものをとる。’

b. [are-gara] [mono] tor-u. ‘彼からものをとる。’

起点/所有者 対象

c. *[are-godo] [mono] tor-u. ‘彼をものをとる。’

また、所有者 (N2) と被所有者 (N3) の関係についていえば、「人—身体部分」(例17) という典型的な分離不可能所有の場合だけでなく、「人—名前」「人—熱」「人—体重」といった「人—属性」の関係の場合も所有者繰り上げが可能である¹¹。

(21) a. [are-nga namae] joN-da. ‘彼の名前を呼んだ。’

b. [are-godo] [namae] joN-da. ‘彼を名前を呼んだ。’

- (22) a. ora [sengare-nga nedzu] hagaQ-ta. ‘俺は息子の熱を計った.’
 b. ora [sengare-godo] [nedzu] hagaQ-ta. ‘俺は息子を熱を計った.’
 (23) a. ora [sengare-nga megada] hagaQ-ta. ‘俺は息子の体重を量った.’
 b. ora [sengare-godo] [megada] hagaQ-ta. ‘俺は息子を体重を量った.’

一方、以下の例文が示すように、分離可能所有や親族関係、衣服、作品といった意味関係の場合、所有者繰り上げ構文は成り立たない。

- (24) a. are [kodomo-nga tskue] buQ-ta. ‘彼は子供の机をぶった.’
 動作主 対象
 b. *are [kodomo-godo] [tskue] buQ-ta. ‘彼は子供を机をぶった.’
 動作主 被動作者 目標部位 (被動作者の分離可能所有物)

- (25) a. [are-nga kodomo] joN-da. ‘彼の子供を呼んだ.’
 対象
 b. *[are-godo] [kodomo] joN-da. ‘彼を子供を呼んだ.’
 被動作者 目標部位 (被動作者の親族)

- (26) a. ora [are-nga ktsu] mingai-da. ‘俺は彼の靴を磨いた.’
 対象
 b. *ora [are-godo] [ktsu] mingai-da. ‘俺は彼を靴を磨いた.’
 被動作者 目標部位 (被動作者の衣類)

- (27) a. seNse: [ano kodomo-nga e:] home-da. ‘先生があの子供の絵をほめた.’
 対象
 b. *seNse: [ano kodomo-godo] [e:] home-da. ‘先生があの子供を絵をほめた.’
 被動作者 目標部位 (被動作者の作品)

属性は、角田(1991)提唱の所有傾斜 (Possession Cline) において身体部分 (分離不可能所有の中心的概念) に近い位置づけになっており、分離可能所有、親族関係、作品といった意味関係は、相対的に遠い位置づけになっている。

(28) 所有傾斜:

身体部分 > 属性 > 衣類 > 親族 > 愛玩動物 > 作品 > その他の所有物

(角田1991:119)

例文 (17) 及び (21)-(27) は、この方言における所有者繰り上げが、2つの対格名詞句の間の意味関係が所有傾斜の上で属性の場合まで、可能であることを示している。

なお、無生物における全体一部分関係も分離不可能所有の1例だが、以下の例文が示すように、所有者が無生物の場合は、所有者繰り上げが許されない。

- (29) a. nezumi [kono tskue-no asji] kazjiQ-ta. ‘ネズミがこの机の脚をかじった.’
 b. *nezumi [kono tskue] [asji] kazjiQ-ta. ‘ネズミがこの机を脚をかじった.’

所有者名詞句の有生性も所有者繰り上げ構文の成立条件の1つに数えられることがある (Fox 1981

参照)が、上記の構文の場合、二重ゼロ対格を禁じる制約によって非文法的になっている可能性もある。

2つの名詞句の間に所有傾斜の上で高い位置づけであることが要求されるのは、通言語的に所有者繰り上げ構文では所有者が述語が表す事態に巻き込まれている読みがあるという傾向性 (Fox 1981; Shibatani 1994; O'Conner 1996) を反映しているものと考えられる。なぜなら、分離不可能所有関係の場合、動作者が被動作者の所有物に与えた行為はそのまま直接被動作者に影響を与えるからである。

所有者繰り上げ構文は、有生対格と無生対格の2つの対格名詞句が1つの節に出現する点で、前出の「通す」を述語とする文と形式上、共通している。しかし、2つの構文は、統語論上異なる振り舞いをする。「通す」を述語とする構文の場合、名詞句の語順が比較的自由なのは、すでに見たとおりである。しかしながら、所有者繰り上げ構文は、以下の例が示すように語順の制約がきつい。

- (30) a. ano seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta. ‘あの先生が子供をほったをぶった。’
b. *ano seNse: hoQpeda kodomo-godo buQ-ta. ‘あの先生がほったを子供をぶった。’
c. kodomo-godo ano seNse: hoQpeda buQ-ta. ‘子供をあの先生がほったをぶった。’
d. *hoQpeda ano seNse: kodomo-godo buQ-ta. ‘ほったをあの先生が子供をぶった。’
e. *kodomo-godo hoQpeda ano seNse: buQ-ta. ‘子供をほったをあの先生がぶった。’
f. *hoQpeda kodomo-godo ano seNse: buQ-ta. ‘ほったを子供をあの先生がぶった。’

上記の例文が示すように、kodomo (子供) の分離不可能所有物である hoQpeda (ほった) が、述語に隣接しない場合は非文法的と判断されてしまう。では、このような語順の制約は、何に起因するのだろうか。

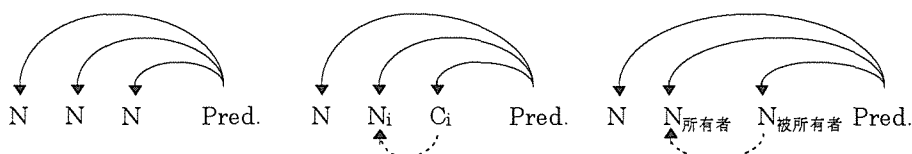
水海道方言の語順が比較的自由であることは既に述べたが、所有者繰り上げ構文以外にも語順の制約がある場合がある。対格名詞句と義務的補語 (省略不可能で対格名詞句と同一指示になる要素) を含む構文では、義務的補語は述語に隣接していなければならないことを、児玉 (1987) は、標準語に関して指摘した。以下に示すように、このことはこの方言にも当てはまる¹²。(31) と (32) はともに、mise-ru (見せる) を主要部としているが、(31) では二次叙述が成り立っておらず、(32) では成り立っている。(32) の補語 kanemotsji-ni (金持ちに) は省略不可能であり、省略した場合、文の意味が全く別になってしまう。

- (31) a. ora sjasjiN tomodatsji-nge mise-da. ‘俺は写真を友達に見せた。’
b. ora tomodatsji-nge sjasjiN mise-da. ‘俺は友達に写真を見せた。’

- c. sjasjiN ora tomodatsji-nge mise-da. ‘写真を俺は友達に見せた。’
 d. sjasjiN tomodatsji-nge ora mise-da. ‘写真を友達に俺は見せた。’
 e. tomodatsji-nge ora sjasjiN mise-da. ‘友達に俺は写真を見せた。’
 f. tomodatsji-nge sjasjiN ora mise-da. ‘友達に写真を俺は見せた。’
- (32) a. are zjibuN_i-godo kanemotsji_i-ni mise-tangaQ-te-ru.
 ‘彼は自分を金持ちに見せたがっている。’
 b. *are kanemotsji_i-ni zjibuN_i-godo mise-tangaQ-te-ru.
 ‘彼は金持ちに自分を見せたがっている。’
 c. zjibuN_i-godo are kanemotsji_i-ni mise-tangaQ-te-ru.
 ‘自分を彼は金持ちに見せたがっている。’
 d. *zjibuN_i-godo kanemotsji_i-ni are mise-tangaQ-te-ru.
 ‘自分を金持ちに彼は見せたがっている。’
 e. *kanemotsji_i-ni are zjibuN_i-godo mise-tangaQ-te-ru.
 ‘金持ちに彼は自分を見せたがっている。’
 f. *kanemotsji_i-ni zjibuN_i-godo are mise-tangaQ-te-ru.
 ‘金持ちに自分を彼は見せたがっている。’

所有者繰り上げ構文と上記の義務的補語を含む構文は、依存関係に関して共通点を持っている。他の多くの構文では、名詞句はそれぞれが述語と依存関係をもっているだけだが、2つの語順の制約がきつい構文では、名詞句と述語の間だけでなく、名詞句の間にも依存関係が成立している。ここでも、(18)と同様、上側の矢印は統語的依存関係を、下側の矢印は意味的依存関係を表すものとし、意味的依存関係に関しては、関与的な部分のみを表示することにする（Nは名詞、Cは義務的補語）。

- (33) a. 普通の3項述語文 b. 義務的補語を含む文 c. 所有者繰り上げ構文



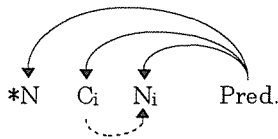
例：(31a)

例：(32a)

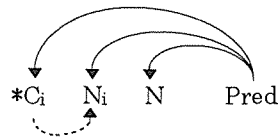
例：(30a)

所有者繰り上げ構文や義務的補語を含む構文で目標部位（被所有者）名詞句や補語が所有者名詞句や補語と同一指示の名詞句より述語から遠い位置に来た場合、以下の図式に示すような繰り込み依存の構造になる。

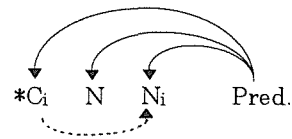
(34) 繰り込み依存の構造



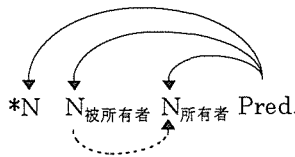
例：(30b)



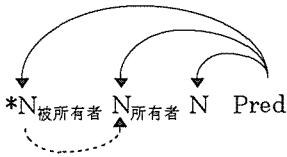
例：(30f)



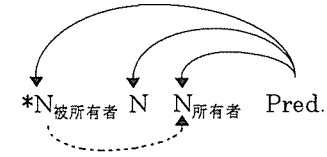
例：(30d)



例：(32b)



例：(32f)



例：(32e)

2つの構文に共通する語順の制約は、この繰り込み依存構造を回避する制約と、目標部位（被所有者）名詞句や補語が述語動詞に隣接することを要求する制約によるものと考えられる。2つの構文の語順の制約を2つの制約に分けることは一見余剰に見える。線形的な順序だけなら、隣接性に関する制約のみでも説明可能である。しかし、所有者繰り上げ構文と構造的に類似する主語一目的語繰り上げ構文（第5節）における語順の制約との関係を捉えるためには、むしろ2つの制約に分解した方がよい。この点については第5節であらためて議論する。

「通す」を述語とする二重対格構文と所有者繰り上げ構文は、語順の他にも統語的に異なる点がある。

(35) の例文が示すように、「通す」を述語とする構文の2つの対格名詞句は、ともに関係節の主要部になり得る。

- (35) a. ore ano Nma-godo kono moN to:sj-ta. ‘俺があゝの馬をこの門を通した。’
 b. [ore ano Nma-godo to:sj-ta] moN ‘俺があゝの馬を通した門’
 c. [ore kono moN to:sj-ta] Nma ‘俺がこの門を通した馬’

一方、所有者繰り上げ構文の場合、(36) の例文が示すように、繰り上げ名詞句は関係節の主要部になり得るが、目標部位名詞句はなり得ない。

- (36) a. seNse: kodomo-godo hoQpeda buQ-ta. ‘先生が子供をほったをぶった。’
 b. [seNse: hoQpeda buQ-ta] kodomo ‘先生がほったをぶった子供’
 c. *[seNse: kodomo-godo buQ-ta] hoQpeda ‘先生が子供をぶったほった’

2つの二重対格構文は受動化に関しても異なる点がある。「通す」を述語とする構文の場合、2つの対格名詞句はともに対応する受動文の主語になり得る¹³。一方、所有者繰り上げ構文の場合、繰り上げ名詞句は対応する受動文の主語になり得るが、目標部位名詞句はなり得ない。

- (37) a. ano Nma-godo kono moN to:sj-ta. ‘あゝの馬をこの門を通した。’
 b. ano Nma kono moN to:s-are-da. ‘あゝの馬がこの門を通された。’
 c. kono moN ano Nma-godo to:s-are-da. ‘この門があゝの馬を通された。’

- (38) a. ano kodomo-godo hoQpeda buQ-ta. ‘あゝの子供をほったをぶった。’

- b. ano kodomo hoQpeda bud-are-da. ‘あの子供がほっぺたをぶたれた。’
 c. *hoQpeda ano kodomo-godo bud-are-da. ‘ほっぺたがあの子供をぶたれた。’

関係節化と受動化に関しても、義務的補語は、目標部位名詞句と同様の振る舞いをする。次の例文が示すように、義務的補語は関係節の主要部にも受動文の主語にもなり得ない¹⁴。

- (39) a. are kodomo-godo isja-ni sj-ta. ‘彼が子供を医者にした。’
 b. [isja-ni sj-ta] kodomo ‘医者にした子供’
 c. *[kodomo-godo sj-ta] isja ‘子供をした医者’
 (40) a. ojazji-wa ore-godo murijari isja-ni sj-ta. ‘親父は俺を無理矢理医者にした。’
 b. ora ojazji-ni murijari isja-ni s-are-da. ‘俺は親父に無理矢理医者にされた。’
 c. *isja ore-godo ojazji-ni murijari s-are-da. ‘医者が俺を親父に無理矢理された。’

受動文の動作主は、関係文法では所有者繰り上げ構文の目標部位名詞句と同様に失項¹⁵として位置づけられる要素である (Perlmutter & Postal 1977:1983参照)。(41) の例文が示すように、受動文の動作主は関係節の主要部になれない点では目標部位名詞句と共通する振る舞いをする。しかし、(42) の例文が示すように、語順に関しては、目標部位名詞句のように述語に隣接する必要がない。

- (41) a. ano hoN gakse:-ni jom-are-de-ru. ‘あの本が学生に読まれている。’
 b. [gakse:-ni jom-are-ru] hoN ‘学生に読まれる本’
 c. *[hoN jom-are-ru] gakse: ‘本が読まれる学生’
 (42) a. ano kodomo seNse:-ni igim-are-da. ‘あの子供が先生に叱られた。’
 b. seNse:-ni ano kodomo igim-are-da. ‘先生にあの子供が叱られた。’

目標部位名詞句、義務的補語そして受動文の失項に関して、これまで見てきた統語的性質をまとめると次のようになる。

(43)

統語的性質	目標部位名詞句	義務的補語	受動文の失項
関係節の主要部	不可能	不可能	不可能
受動文の主語	不可能	不可能	該当せず
述語に隣接した語順	義務的	義務的	制約なし

以上、所有者繰り上げ構文における目標部位名詞句が、語順以外の面でも義務的補語と共通する統語論的特性を有すること、そして受動文の失項とは共通する点もあるが、統語論的特性に関して異なる側面があることを明らかにした。これまでの観察から、上記の所有者繰り上げ構文における統語的制約は、目標部位名詞句が失項であることに基づくものと考えるよりも、むしろ、述語の依存部であると同時に意味的には他の名詞句の主要部でもある名詞句に共通の特性であるとした方が、現象の統一的説明が可能になる。

4.2. 所有者繰り上げ構文と所有受動文

標準語の所有受動文について、所有者繰り上げの構造を経て生成されたとする分析がある（柴谷 1978及び Dubinsky 1997 等参照）。しかし、この分析の妥当性を直接検証することは困難である。なぜなら、標準語にはヲ格重複制約があるため、派生のもとになる所有者繰り上げ構文の存在を直接確認することができないからである。水海道方言では、(44b)（能動）と（44c）（受動）の対に見られるように、所有受動文に対応する能動の所有者繰り上げ構文が存在する。

- (44) a. [ano kodomo-nga hoQpeda] budz-u. ‘あの子供のほっぺたをぶつ.’
b. [ano kodomo-godo] [hoQpeda] buQ-ta. ‘あの子供をほっぺたをぶった.’
c. [ano kodomo-wa] [hoQpeda] bud-are-da. ‘あの子供はほっぺたをぶたれた.’

しかし、所有受動文の中には、対応する能動の所有者繰り上げ構文がない場合がある。

- (45) a. seNse: [are-nga kodomo-godo] home-da. ‘先生が彼の子供をほめた.’
b. *seNse: [are-godo] [kodomo-godo] home-da. ‘先生が彼を子供をほめた.’
c. [are-wa] [kodomo-godo] seNse:-ni home-rare-da. ‘彼は子供を先生にほめられた.’
- (46) a. seNse: [ano kodomo-nga e:] home-da. ‘先生があの子供の絵をほめた.’
b. *seNse: [ano kodomo-godo] [e:] home-da. ‘先生があの子供を絵をほめた.’
c. [ano kodomo-wa] [e:] seNse:-ni home-rare-da. ‘あの子供は絵を先生にほめられた.’
- (47) a. nezumi [kono tsukue-no asji] kazjiQ-ta. ‘ネズミがこの机の脚をかじった.’
b. *nezumi [kono tsukue] [asji] kazjiQ-ta. ‘ネズミがこの机を脚をかじった.’
c. [kono tsukue-wa] nezumi-ni [asji] kazjir-are-da. ‘この机はネズミに脚をかじられた.’

上記の (45b) と (46b) が非文法的なのは、繰り上げ名詞句（所有者）と繰り上げもとの名詞句（被所有者）の関係が分離不可能所有ではないためである。また、(47b) が非文法的なのは、標準語のヲ格重複制約に対応するゼロ対格重複制約のためか、繰り上げ名詞句の有生性が低いためと考えられる。

では、なぜ、もとになる能動の所有者繰り上げ構文が存在しない場合でも、所有受動文が可能なのだろうか？ 所有者と被所有者を表す名詞句の格に注目してみると、能動の所有者繰り上げ構文と所有受動文の間には次のような違いがあることがわかる。すなわち、能動の所有者繰り上げ構文の場合には、両者は「対格(所有者)－対格(被所有者)」だが、所有受動文の場合「主格(所有者)－対格(被所有者)」であり、繰り上げもと（被所有者）の格はともに対格だが、繰り上げ名詞句（所有者）の格が対格と主格という形で異なっている。

二重主格構文の中には、2つの主格の間に所有－非所有の関係が成り立っている場合がある。これを仮に、自動詞主語からの所有者繰り上げとして捉えたと、以下の例文に示すように、主格における所有者繰り上げが成り立つ意味関係は、対格における意味関係では禁じられていたものをも含むことがわかる¹⁶。

- (48) a. [are-nga te:] igai. ‘彼の手が大きい.’ (身体部分)
 b. [are-wa] [te:] igai. ‘彼は手が大きい.’
- (49) a. [are-nga sengare] hatatsji-de sjiN-da-Nda-do.
 ‘彼の息子が二十歳で死んだんだって.’ (親族)
 b. [are-wa] [sengare] hatatsji-de sjiN-da-Nda-do.
 ‘彼は息子が二十歳で死んだんだって.’
- (50) a. [are-nga ie] igai. ‘彼の家は大きい.’ (分離可能所有)
 b. [are-wa] [ie] igai. ‘彼は家が大きい.’
- (51) a. [are-nga kuruma] adarasji:. ‘彼の車が新しい.’ (分離可能所有)
 b. [are-wa] [kuruma] adarasji:. ‘彼は車が新しい.’
- (52) a. [are-nga mesji] mazui. ‘彼の飯がまずい.’ (作品)
 b. *[are-wa] [mesji] mazui. ‘彼は飯がまずい.’

(48) の分離不可能所有関係 (身体部分) の場合、対格でも所有者繰り上げが可能であったが、(49) の親族関係や (50), (51) の分離可能所有は主格では所有者繰り上げが可能だが、対格では不可能であった。ただし、(52) に示した「人－作品」関係の場合、主格でも所有者繰り上げが不可能であった。このように「主格－主格」のパターンの場合「対格－対格」のパターンの場合よりも、許容される意味関係が広い。なお、以下の例文が示すように、繰り上げ名詞句は無生物名詞であってもかまわない。

- (53) a. [ano tskue-no asji] zjo:bu-da. ‘あの机の脚が丈夫だ.’
 b. [ano tskue-wa] [asji] zjo:bu-da. ‘あの机は脚が丈夫だ.’

「繰り上げ名詞句が主格の場合には、繰り上げ名詞句が対格の場合よりも、所有者繰り上げが成り立つ意味関係が広い」という一般化が成り立つようである。所有受動文でも所有者名詞は主格であった。対応する能動の所有者繰り上げ構文がない場合でも所有受動文が成り立つのは、上述の所有者の格表示ごとの意味的な制約のずれによるものと考えられる。

5. 主語－目的語繰り上げ構文

主語－目的語繰り上げ (Subject-to-Object Raising) 構文は、水海道方言の対格を考える上で、次の3点で重要である。第1点目は、繰り上げ名詞句 (raisee) が、-godo でマークされることが、-godo (有生対格) の文法格としての位置づけの証拠となる点である。次の例文が示すように主語－目的語繰り上げ構文の繰り上げ名詞句は、-godo でマークされる。

- (54) ora are-godo sjo:tsjki-da-do omo:. ‘俺は彼を正直だと思う.’

繰り上げ名詞句の位置づけは理論によって様々である。しかし、格は主節の述語から付与されるが、意味役割は主節の述語からではなく埋め込み文の述語から付与されているという点は共通認識になっている。意味役割によって規定されない格付与は、文法格に典型的な性質である。

第2点目は、この構文の繰り上げ名詞句が、対格における有生性の制約に対する例外となっている点である。繰り上げ名詞句以外の目的語の場合、-godo でマークできるのは、当該名詞句が

名詞句階層において動物以上の位置づけの場合であることは既に見たとおりである。一方、繰り上げ名詞句の場合、下記の例文が示すように、無生名詞句にも -godo が付属できる。

- (55) a. kono biN-godo bi:ru-da-do omoQ-taQ-pe. ‘この瓶をビールだと思っただろう.’
 b. ora kono e-godo nisemono-da-do omoQ-te-ru. ‘俺はこの絵を偽物だと思っている’

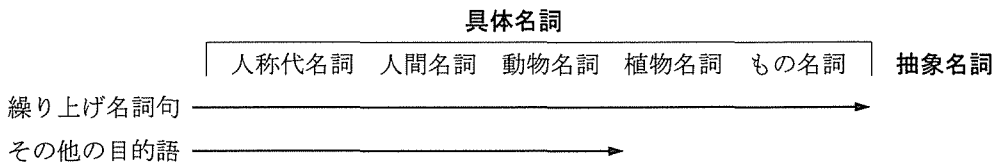
ただし、繰り上げ名詞句は、どのような無生名詞の場合でも、-godo でマークできるという訳ではなく、具体名詞の場合に限られているようである。以下の例文が示すように、抽象名詞は -godo でマークすることができない。

- (56) a. *ome e:ngo-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.
 ‘お前は英語を難しいと思っているだろう.’
 b. *ome ho:ridzu-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.
 ‘お前は法律を難しいと思っているだろう.’
 c. *ome hajaogi-godo muzugasji:-do omoQ-teQ-pe.
 ‘お前は早起きを難しいと思っているだろう.’

(56) の例文は、-godo を -no -godo に変えたり、繰り上げ名詞句をゼロマーキングにすると文法的になる。なお、(55) の例文も -godo を -no -godo に変えることができる。

繰り上げ名詞句では、-godo の分布が他の構文の目的語に比べて、名詞句階層上無生の方にずれているのである。

(57) -godo の分布のずれ



上の図に示した無生の方向への -godo の分布のずれは、どのような要因で生じたのだろうか？ Kuno (1976) は主語—目的語繰り上げ構文の存在理由を次のように推測している。

.....人間の短期記憶における負担を軽減することが主語繰り上げの唯一の目的ではないようである。もう一つの目的は、構成素の主語を普段は文のトピックや焦点に当てられている位置に移動できる要素にすることのようである。(Kuno 1976:20, 拙訳)

よりトピック性の高い位置の獲得を主語—目的語繰り上げ構文の動機とする説明は、的を射ているように思われる。トピック性を高めることが主語—目的語繰り上げ構文の存在理由の一つであるのなら、繰り上げ名詞句に対して、構文からある種のトピック性のおしつけ (coercion) が働いていると考えることはできないだろうか。Zubin (1979) の研究によれば、名詞句階層における有生性の極にある名詞は、トピックになりやすい名詞でもあるという。繰り上げ名詞句における -godo の分布のずれは、そのような名詞に内在するトピック性に構文によっておしつけられたトピック性が加算された結果なのかもしれない。

第3点目は、語順に関する制約である。主語—目的語繰り上げ構文と4.1.でみた所有者繰り上

げ構文は、文の構成素の依存部を文の依存部にするという点で共通の特徴を持っている。依存関係に関しても、二重の依存関係を含んでいる点で共通している。しかし、2つの構文は語順に関する制約が全く同じではない。

- (58) a. ora are-godo dereske-da-do omo:. ‘俺は彼を馬鹿だと思う.’
b. *ora dereske-da-do are-godo omo:. ‘俺はバカだと彼を思う.’
c. are-godo ora dereske-da-do omo:. ‘彼を俺はバカだと思う.’
d. are-godo dereske-da-do ora omo:. ‘彼をバカだと俺は思う.’
e. *dereske-da-do ora are-godo omo:. ‘バカだと俺は彼を思う.’
f. *dereske-da-do are-godo ora omo:. ‘バカだと彼を俺は思う.’

上の例文で非文法的とされている語順は、繰り上げもとが繰り上げ名詞より先行して、繰り込み依存の関係(34 参照)の構造になっているものである。文法的と判断された(58d)は、繰り込み依存にはなっていないが、繰り上げもとが主節の述語に隣接しておらず、所有者繰り上げ構文の場合排除された語順である。4.1.で述べたように、所有者繰り上げ構文では、「繰り込み依存排除」と「繰り上げもとと主節述語の隣接」という2つの制約を満足させた語順しか認められなかったが、主語一目的語繰り上げ構文の場合、繰り込み依存排除という1つの制約だけが語順に関して関与的である。2つの繰り上げ(ascension/raising)構文に共通する制約は、繰り込み依存排除という依存関係の方向性に関する制約であることがわかる。なお、インフォーマントによっては、所有者繰り上げ構文における語順が、主語一目的語繰り上げ構文と同様に、繰り上げもとと主節の述語の隣接性に制約されない場合もあった。このことは、依存関係に基づく制約が2つの構文において共通していることの傍証となる。

6. 終わりに

本稿では、水海道方言の -godo が、たとえその起源は形式名詞に遡るとしても、現在では対格として機能していることを明らかにした。対格としての -godo の位置づけに関する根拠としては、次の3点を挙げた：根拠1、他動詞及び自動詞の主語をマークせず有生の目的語をマークする形態論的に有標な格形式である(統語論的分布に関する類型論的含意)。根拠2、標準語の「のこと」に比べると意味的な制約が少ない(目的語を表す文法格としての文法化)。根拠3、繰り上げ名詞句をマークできる(意味役割の付与とは独立した格付与という文法格に特徴的な性質)。

また、本稿では、所有者繰り上げ構文など標準語ではヲ格重複制約によって排除される構文の記述を通して、対格における有生格と無生格の区別の有無という標準語と水海道方言の形態論的差異が、統語論にも反映していることを明らかにした。所有者繰り上げ構文などの二重対格構文は、標準語では派生の中間段階として理論的に仮定されることはあるが、ヲ格重複制約に違反するため、表層に現れることがない。水海道方言では、2つの対格形式があるため二重対格構文が文法的な文として実現可能である。二重対格構文の統語的性質のうち、文法関係は、標準語でも分裂文や関係節化を通して間接的に確認することができる。しかし、語順に関する制約は実現形がなければ確認することができない。この方言では標準語と異なり、二重対格構文が文法的であ

るため、その語順に関する制約を明らかにすることができた。

本稿では、格の分類に関して、1. で言及したように Word-and-Paradigm 方式を取ってきた。すなわち名詞のあるクラスに格形式上の区別が存在する場合、その区別は、他のクラスの名詞に対しても適用されるという方法である。主格名詞句と同様にゼロ格形式の無生目的語（及び直接格補語）を無生「対格」と呼んできたのは、有生名詞句において主格と対格が形式的に区別されているからである。Comrie(1991)によれば格の分類には、形式格 (formal case) に基づくものと、分布格 (distributive case) に基づくものの2つがあるという。形式格は、格の形式的な対立に基づくもので、名詞の全てのクラスで同一の対立があるとは限らない。一方、分布格は、名詞のあるクラスでの形式的対立をもとに確立された区別が全てのクラスに当てはめられるというものである。本稿における格の分類は、分布格の概念に基づくものである。形式格の観点からこの方言の格体系を分類すれば、無生名詞句では主格と対格の区別がないことになる。仮にNP- ϕ をゼロ格と呼ぶことにしよう。この場合、この方言の二重対格構文は格の分類に関して次のような含意を持つ。既に見たように、この方言で二重対格構文が可能なのは2つの対格が形式上異なる場合であり、このことの背後には同じ格形式の対格の重複を排除する制約が働いているものと考えてきた。言い換えれば、同じ分布格でも形式格が異なれば重複が許されるが、形式格も分布格も同じ場合は重複が許されないということである。これを単に「形式格としてのゼロ格の重複が認められない」とすることはできない。なぜなら、(48)-(51) 及び (53) の二重主格構文、そして (46) (47) の無生の被所有者名詞句を含む所有受動文では、形式格としてのゼロ格の重複が許されるからである。この方言の二重対格構文は、格の分類として分布格と形式格の双方が必要であることを示している。

日本語の諸方言が、標準語とは異なる形態論的特徴をもっていることは広く知られている。しかし、そのことがその方言の統語論にどのような影響を与えているのか、そしてその統語論的特徴が標準語とはどのように異なるのかは、これまであまり研究されてこなかった。本稿は、こうした領域を明らかにする試みの一つである。しばしば、「強調の目的格」として言及される東北方言の -ba や名詞句の有生性と定性が関与的な奄美大島北方言の -ba などについても本稿と同様の構文論的な記述が必要と考えられる。本稿で扱った所有者繰り上げ構文は、他の方言にも見られる現象である。金田(1993)によれば、八丈島三根方言では、所有者繰り上げ構文の所有者名詞句が、所有格と連用格による二重格表示で現れる場合があるという。本稿では、もっぱら所有者繰り上げ構文の統語的依存関係と意味的依存関係に焦点を当ててきた。しかし、方言間の対照を行う際には、形態的依存関係を考慮しなければならないであろう。

注

- 1 水海道方言の主な格助詞は以下の通り。

	主格	対格	与格	経験者格	所有格	奪格	位格	具格
有生	- ϕ	-godo	-nge	-ngani	-nga	-gara	-ni	-de
無生	- ϕ	- ϕ	-sa	-e	-no	-gara	-ni	-de

無生の所有格 -no は、「所有者」という意味役割の名詞をマークする格と言うよりは連体修飾構造をマークするだけの格なので、属格として位置づけるべきだが、有生性の観点からみると -nga と対立する形式なので、ここではさしあたり -nga の無生の対として表に入れた。この方言の連体修飾格に関する詳しい記述は佐々木&カルヤヌ (1997) を参照。

- 2 分裂対格体系 (split accusative system) という概念は、Rumsey(1987:33)によって、印欧祖語の格体系として提案された。Rumsey の研究は Silverstein(1976)による分裂能格体系の研究成果を印欧祖語の設定に応用したもので、分裂対格体系は、名詞句階層のある地点より有生の極に近い位置に分布する名詞では、主格と対格の対立があるが、それより有生性の低い位置に分布する名詞では主格と対格が形態的に中和している体系を指す。
- 3 佐々木(1998)で本稿の2., 3.及び4.1.の内容の一部を簡単に紹介した。
- 4 母語話者によれば、(8)の例文は、-godo の前に -no をつけてもおかしくないという。こうした判断は、標準語の影響だけでは説明できない。もともと -godo が(8)の例文のような構造でも問題なく使用できるからこそ、可能な判断と思われる。いわば、-godo の分布の広さが、-no -godo の分布の広さを可能ならしめたのではないだろうか。
- 5 ここでは、もっぱら動詞を主要部とする構文をもとに、-godo の性質を論じたが、宮島(1959)の指摘にもあるように、この有生対格は形容詞(形容動詞)文にも出現する。形容詞(形容動詞)文における有生対格は、感情形容詞の対象をマークする。

- (i) a. ora ano seNse:godo kire:-da. ‘俺はあの先生が嫌いだ.’
 b. ora inu-godo kire:-da. ‘俺は犬が嫌いだ.’
 c. ora ano hana (*-godo) kire:-da. ‘俺はあの花が嫌いだ.’
 d. ora ano kuruma (*-godo) kire:-da. ‘俺はあの車が嫌いだ.’
 e. ora e:ngo (*-godo) kire:-da. ‘俺は英語が嫌いだ.’
- (ii) a. ora ome-godo sjiNpe:-da. ‘俺はお前が心配だ.’
 b. ora ano gakse:godo sjiNpe:-da. ‘俺はあの学生が心配だ.’
 c. ora nego-godo sjiNpe:-da. ‘俺は猫が心配だ.’
 d. ora ine (*-godo) sjiNpe:-da. ‘俺は稲が心配だ.’
 e. ora kuruma (*-godo) sjiNpe:-da. ‘俺は車が心配だ.’
 f. ora sjkeN (*-godo) sjiNpe:-da. ‘俺は試験が心配だ.’

上記の例から明らかなように、動詞を主要部とする構文の場合と同様に、有生対格 -godo は、動物名詞までしかマークすることができない。なお、有生対格をつけると非文と判断された (ic-e) および (iid-f) は、有生対格をつけずゼロマーキングにすると文法的と判断されるようになる。また、(i) と (ii) のすべての例文は、有生対格 (-godo) や無生対格 (- ϕ) を -no -godo で置き換えることができる。ここでも、-no -godo には有生性に関する制約がないことがわかる。同じように対象を選択する形容詞でも、属性形容詞の場合、-godo を使うことができない。

- (iii) a. are-wa kasjkoi. ‘彼は賢い.’
 b. *are-godo kasjkoi.

感情形容詞と属性形容詞は、経験者という外的項を選択しているかないかという点で異なっている。形容詞(形容動詞)文においても、動詞文の場合と同様に、外的項の存在が対格出現の前提条件となっているのがわかる。

- 6 柴谷(1978)が指摘するように、標準語では対象(対格)と通路(対格)の間に他の構成素を入れた場合、許容度が高くなる。しかし、(12c)のように対象と通路を隣接させた場合は、非文法的と

判断される。

- 7 こうした問題に対してもっとも中立的なかたちで「所有者繰り上げ構文」を表すものとしては、「名詞句外所有者構文」(NP-external possessor construction, Haspelmath 1993)といった用語があるが、あまり定着しているとは言い難い。
- 8 本稿では、Parsons(1995)の分析を参考に、被動作者と独立した名詞句としての被動作者の身体部位を目標部位(target)と呼ぶことにする。
- 9 Mel'čuk(1988)は、単語の間に述語と項の関係が成り立つ場合、意味的依存関係が成立している。Seiler(1983)によれば、被所有者が関係名詞の場合、被所有者と所有者の関係は、述語と項の関係に準えることが出来るという。(関係名詞とは、「父」といえば必ず「誰かの父」であるといった形で、常に他の名詞との一定の関係を含意する名詞のことである。)この2点から所有者と被所有者の間には意味的な依存関係があるものと仮定する。
- 10 下記の例文が示すように、対象/被動作者の状態変化を含意する動詞が述語の場合、所有者繰り上げは不可能である。

- (i) a. kodomo-nga adama nade-da. '子供の頭をなでた.'
b. kodomo-godo adama nade-da. '子供を頭をなでた.'
- (ii) a. ora ojazi-nga kami some-da. '俺は親父の髪を染めた.'
b. *ora ojazi -godo kami some-da. '俺は親父を髪を染めた.'
- (iii) a. are ora-nga te: tskaN-da. '彼は俺の手をつかんだ.'
b. are ora-godo te: tskaN-da. '彼は俺の手をつかんだ.'
- (iv) a. ano jaro sengare-nga ude oQ-ta. 'あの野郎が息子の腕を折った.'
b. *ano jaro sengare-godo ude oQ-ta. 'あの野郎が息子を腕を折った.'

Fillmore(1970:126)は、英語の所有者繰り上げに関して同様の制約を指摘している(この点は角田太作(私信)の教示による)。所有者繰り上げ構文の主要部として現れ得る動詞の意味に関しては、さらに別な側面からも追求する必要があるが、この問題については別な機会に詳しく論じることにした。

- 11 「人一名前」でも所有者繰り上げが成り立つ点は、中村渉(私信)の指摘によって調査した結果明らかになった。
- 12 児玉(1987)によれば、標準語では補語が随意的な要素の場合には、このような語順の制約はないという。以下の例文が示すように、このことは水海道方言でも当てはまる。

- (i) a. ora kuruma_i sjirog-u_i nuQ-ta. '俺は車を白く塗った.'
b. ora sjirog-u_i kuruma_i nuQ-ta. '俺は白く車を塗った.'
c. kuruma_i ora sjirog-u_i nuQ-ta. '車を俺は白く塗った.'
d. kuruma_i sjirog-u_i ora nuQ-ta. '車を白く俺は塗った.'
e. sjirog-u_i ora kuruma_i nuQ-ta. '白く俺は車を塗った.'
f. sjirog-u_i kuruma_i ora nuQ-ta. '白く車を俺は塗った.'
- (ii) a. ora ano kuruma_i sjiNsja-de_i kaQ-ta. '俺はあの車を新車で買った.'
b. ora sjiNsja-de_i ano kuruma_i kaQ-ta. '俺は新車であの車を買った.'
c. ano kuruma_i ora sjiNsja-de_i kaQ-ta. 'あの車を俺は新車で買った.'
d. ano kuruma_i sjiNsja-de_i ora kaQ-ta. 'あの車を新車で俺は買った.'
e. sjiNsja-de_i ora ano kuruma_i kaQ-ta. '新車で俺はあの車を買った.'
f. sjiNsja-de_i ano kuruma_i ora kaQ-ta. '新車であの車を俺は買った.'

- 13 標準語でも、通路を表す対格名詞句が、受動態の主語（主格）になり得ることをDubinsky(1985)は指摘している。無生名詞句が主語の(37c)も「どの門があ馬を通されたのか？」に対する答えとしては自然である。
- 14 下記の自動詞文における主格名詞句と同一指示の補語も関係節化ができない。
- (i) a. sengare isja-ni naQ-ta. ‘息子が医者になった。’
 b. *sengare naQ-ta. ‘息子になった。’
 c. isja-ni naQ-ta sengare ‘医者になった息子’
 d. *sengare naQ-ta isja ‘息子になった医者’
- 上記の例文の(ib)は、この構文の補語が省略不可能であること、すなわち義務的な要素であることを示している。同一指示の名詞句が主格名詞句であれ対格名詞句であれ、義務的補語は、関係節の主要部になり得ない。この点は角田太作(私信)の示唆により調査した結果明らかになったものである。なお、標準語に関する同様の指摘は児玉(1987)にも見いだされる。
- 15 柴谷(1977)は「失業者」という訳語を使っている。chômeur は主語や目的語といった項としての性質を失った名詞句を指すことが多いので本稿では「失項」という訳語を当てた。
- 16 角田(1991:134-35)は、標準語の多重主格構文に関して、所有傾斜が関与的であることを指摘している。この場合も、名詞句間の意味関係が、所有傾斜上高い位置づけの場合に成り立ちやすいという。

参考文献

- 金田 章宏 (1993) 「「二重」表示現象をめぐって—八丈島三根方言を例に—」 仁田義雄編『日本語の格をめぐって』, 16-89, くろしお出版
- 金 河守 (1994) 「日本語の形式名詞「こと」の機能—目的格の名詞句に出現する形式名詞「こと」を中心に—」『言語学論叢』13, 1-11, 筑波大学一般・応用言語学研究室
- 児玉 徳美 (1987)『依存文法の研究』研究社
- 佐々木 冠 (1998) 「二重対格構文とヲ格重複制約—水海道方言を例に—」『言語』27-7, 57-66, 大修館書店
- 佐々木 冠, ダニエラ・カルヤヌ (1997) 「水海道方言の連体修飾格」『言語研究』111, 59-83, 日本言語学会
- 笹栗 淳子 (1996) 「現代日本語における「名詞のコト」の分析—2つの用法と「コト」の統語的位置—」『九大言語学研究室報告』17, 37-46, 九州大学文学部言語学研究室
- 柴谷 方良 (1977) 「関係文法とは何か」『言語』6-2, 40-48, 大修館書店
- 柴谷 方良 (1978)『日本語の分析』大修館書店
- 角田 太作 (1991)『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 松本 泰丈 (1990) 「「能格」現象と日本語—琉球方言のばあい—」『国文学解釈と鑑賞』平成2年1月号, 30-46, 至文堂
- 宮島 達夫 (1956) 「文法体系について」『国語学』25, 57-66, 国語学会
- 宮島 達夫 (1959) 「方言の語イ体系—茨城方言の形容詞を例として—」『国語学』36, 15-32, 国語学会
- Comrie, Bernard (1979) Definite and animate direct objects: a natural class. *Linguistica Silesiana* 3. 13-21.

- Comrie, Bernard (1991) Form and function in identifying cases. In F. Plank (ed.) *Paradigm: The Economy of Inflection*. 41-55. Berlin: Mouton de Gruyter.
- Dubinsky, Stanley (1985) Oblique to direct object advancement in Japanese. *Linguistic Analysis* 15. 57-75.
- Dubinsky, Stanley (1997) Predicate union and the syntax of Japanese passives. *Journal of Linguistics* 33. 1-37.
- Fillmore, Charles (1970) The grammar of hitting and breaking. In R. A. Jacobs & P. S. Rosenbaum (eds.) *Readings in English Transformational Grammar*. 120-33. Waltham, MA: Ginn and Company.
- Fox, Barbara (1981) Body part syntax: towards a universal characterization. *Studies in Language* 5.3. 323-42.
- Harada, Shin-Ichi (1973) Counter Equi-NP Deletion. *Annual Bulletin of the Research Institute of Logopedics and Phoniatrics* 7. 113-48. University of Tokyo. (reprinted in *Papers in Japanese Linguistics* 11, 1986. 157-201.)
- Haspelmath, Martin (1993) Q: NP-external genitive possessors. <http://linguistlist.org/issues/4/4-603.html#1>
- Kuno, Susumu (1976) Subject raising. In M. Shibatani (ed.) *Syntax and Semantics* 5: Japanese Generative Grammar. 17-49. New York: Academic Press.
- Mel'čuk, Igor (1988) *Dependency Syntax: Theory and Practice*. Albany: State University of New York Press.
- O'Conner, Mary C. (1996) The situated interpretation of possessor-raising. In M. Shibatani & S. A. Thompson (eds.) *Grammatical Constructions: Their Forms and Meaning*. 125-56. Oxford: Clarendon Press.
- Parsons, Terence (1995) Thematic relations and arguments. *Linguistic Inquiry* 26. 635-63.
- Perlmutter, David M. & Paul M. Postal (1977) Toward a Universal Characterization of Passivization. *Berkeley Linguistic Society* 3. 394-417.
- Perlmutter, David M. & Paul M. Postal (1983) The Relational Succession Law. In D. M. Perlmutter (ed.) *Studies in Relational Grammar* 1. 30-80. Chicago: Chicago University Press.
- Rumsey, Alan (1987) Was Proto-Indo-European an ergative language?. *The Journal of Indo-European Studies* 15. 19-37.
- Seiler, Hansjakob (1983) *Possession as an Operational Dimension of Language*. Tübingen: Gunter Narr Verlag.
- Shibatani, Masayoshi (1973) Semantics of Japanese causativization. *Foundations of Language* 9. 327-73.
- Shibatani, Masayoshi (1994) An integrated approach to possessor raising, ethical datives, and adversative passives. *Berkeley Linguistic Society* 20, 461-86.
- Silverstein, Michael (1976) Hierarchy of features and ergativity. In R. M. W. Dixon (ed.) *Grammatical Categories in Australian Languages*. 112-71. Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies.
- Zubin, David (1979) Discourse function of morphology: the focus system in German. In T.

Givón (ed.) *Syntax and Semantics 12: Discourse and Syntax*. 469-504. New York: Academic Press.

付 記

本稿で用いたデータは1997年夏の水海道市内での調査で集めたものである。インフォーマントは水海道市生え抜きの80歳代の男性3人である。主なデータは、水海道市営生在中の〇氏に教えていただいたものである。調査に長時間つきあってくださったインフォーマントの方々にこの場を借りて感謝の意を表したい。また、調査の補佐をしてくれた Daniela Căluianu に感謝する。この研究を行うに当たって、多くの方から貴重な意見を伺うことができたが、とりわけ中右実、柴谷方良、角田太作の各先生方からは調査の方向を考える上で示唆に富むご指導を賜ることができた。草稿に対して貴重なコメントをくださったすべての人々に感謝する。ただし、本稿における一切の誤りは佐々木の責任であることはいふまでもない。

〔投稿受理日：1998年6月8日〕

佐々木 冠（ささき かん）

日本学術振興会

305-0035 つくば市松代3-1-8 A-103

ksasaki1@sakura.cc.tsukuba.ac.jp

Accusatives in the Mitsukaido dialect: the syntax of animate and inanimate accusatives

SASAKI Kan

Japan Society for the Promotion of Science

Keywords

split accusative system, NP hierarchy, possession cline,
double accusative construction, possessor ascension

Abstract

The Mitsukaido dialect, spoken in the south-western part of the Ibaraki Prefecture in Japan, has two accusative case-markers: *godo*, used with animate nouns and zero-marking used with inanimate nouns.

This morphological characteristic has syntactic consequences. It is well-known that Standard Japanese prohibits double accusative constructions, a restriction known as the double-*o* constraint. The availability of morphologically distinct markings for animate and inanimate accusatives renders double accusative constructions possible in this dialect. Two types of double accusative constructions are found in the Mitsukaido dialect, namely the construction in which theme and path are marked by animate and inanimate accusatives respectively (non-ascension type) and the so-called 'possessor ascension' construction.

The two types of double accusative construction are different in their syntactic behaviour. The possessor ascension construction is more constrained than the non-ascension type double accusative construction. The host NP in the possessor ascension construction must be adjacent to the verb; it cannot become subject in passive constructions or the head of a relative clause. Such constraints are not found with the non-ascension type double accusative construction. We conclude that these constraints targetted on the host NP are due to its double dependency relation. The constraints common to the host NP are also found in constructions which display the same dependency relation: namely, the construction with obligatory secondary predicate and subject-to-object raising.